

議案第2号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西 村 和 平

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関
係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年加西市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(加西市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 加西市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年加西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条 加西市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名中「加西市障害程度区分認定審査会」を「加西市障害支援区分認定審査会」に改める。

第1条中「加西市障害程度区分認定審査会」を「加西市障害支援区分認定審査会」に改める。

(加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例（平成23年加西市条例第

32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

第8条 加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(審議資料)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）が平成 25 年 4 月 1 日（一部は平成 26 年 4 月 1 日）から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【改正条例】

- ・加西市消防団員等公務災害補償条例
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ・加西市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- ・加西市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例

【要旨】

- ・「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に題名改正
- ・障害者自立支援法に規定されていた「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正
- ・障害者自立支援法第 5 条第 10 項が削られ、第 11 項から第 27 項までの条項ずれが生じたため、その引用箇所の改正